

## 別記様式（第2条関係）

## 会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 30 年 1 月 11 日（木）午前 10 時 31 分～午前 10 時 36 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、会計管理者 欠席者：教育長、健康福祉部高齢・障害担当部長、教育部学校教育担当部長、議会事務局長
議 題	1 武蔵村山市第三次農業振興計画（案）について 2 武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画（案）について 3 その他
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題 1：原案のとおり決定する。 議題 2：原案のとおり決定する。 議題 3：特になし。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）  （発言者） ○印=構成員 ●印=説明員	議題 1 武蔵村山市第三次農業振興計画（案）について （協働推進部長説明） 武蔵村山市第三次農業振興計画は、農業関係分野を担う基本計画として策定するものであり、農業経営基盤強化促進法第 6 条に規定する農業基本構想及び都市農業振興基本法第 10 条に規定する地方計画としても位置付けている。平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間の計画期間とする。 本計画は、平成 29 年 11 月 28 日付で農業振興計画策定検討委員会から原案の報告を受け、同月 30 日付で原案決定を行い、同年 12 月 18 日に市議会全員協議会で内容の説明を行ったところである。 市議会全員協議会では、農地の保全や農業生産基盤整備など 31 件の意見をいただいた。内容については、配布資料 1「武蔵村山市第三次農業振興計画（原案）に対する市議会全員協議会での意見及び市の考え方」のとおりである。なお、市議会全員協議会でいただいた意見等による計画原案の修正はない。説明は以上である。  （質 疑） 特になし。  （結 果） 原案のとおり決定する。

	<p>議題 2 武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画（案）について （協働推進部環境担当部長説明）</p> <p>武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例に基づく法定計画であり、平成 30 年から平成 39 年度までの 10 年を計画期間として、長期的、総合的視点に立って、計画的なごみ処理を推進するために策定するものである。資料に基づく内容は、協働推進部ごみ対策課長から説明する。</p> <p>（協働推進部ごみ対策課長説明）</p> <p>本計画については、平成 29 年 10 月 25 日に武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会からの答申を受け、同年 11 月 24 日付で原案決定を行い、同年 12 月 18 日に市議会全員協議会で内容の説明を行ったところである。</p> <p>市議会全員協議会では、家庭ごみの有料化に係る質問など、15 件の意見等をいただいた。内容については、配布資料 1「武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画（原案）に対する市議会全員協議会での意見及び市の考え方」のとおりである。</p> <p>なお、市議会全員協議会でいただいた意見等による計画原案の修正はないが、計画内における「雑紙（ざつがみ）」の表記について、「ざっし」と読み間違ふ恐れがあることから、漢字の「雑紙」の後ろに括弧で「ざつがみ」と平仮名で表記をするなど体裁を整える。説明は以上である。</p> <p>（質 疑） 特になし。</p> <p>（結 果） 原案のとおり決定する。</p> <p>議題 3 その他 特になし。</p>
--	---

<p>会議録の開示 ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示  <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： )  <input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等： )</p>
--------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財務部 企画政策課（内線：374）</p>
--------------	----------------------------

（日本工業規格 A 列 4 番）